

令和7年度版 はじめての年金 【追補】

雇用保険の基本日額等が令和7年8月1日から変更されたことに伴い、該当部分が下線のように変更されました。

● 8頁「受けられる条件」の最下部

- ・賃金が月 386,922 円（令和8年7月まで）未満